

産業衛生 レポート

No.531

2023年12月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

(令和5年9月29日 厚生労働省令第121号)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（[令和5年政令第265号](#)）の施行に伴い、並びに同令附則第2条第1項並びに第3条並びに労働安全衛生法施行令第18条第2号及び第4号並びに第18条の2第2号及び第4号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

(令和5年9月29日 厚生労働省基発0929第1号)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（[令和5年厚生労働省令第121号](#)。以下「改正省令」という。）については、令和5年9月29日に公布され、令和7年4月1日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい

第1 改正の趣旨

本改正省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、改正政令による改正後の労働安全衛生法施行令第18条第2号及び令第18条の2第2号の規定に基づき譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示及び文書の交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）の物質名を労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で定める等の所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 ラベル・SDS対象物質の裾切値に係る規定の削除（安衛則第30条、第34条の2及び別表第2関係）

改正政令による改正後の令第18条第3号及び令第18条の2第3号の規定により、ラベル・SDS対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を告示で規定することに伴い、安衛則における当該裾切値に係る規定を削除したこと。

2 ラベル・SDS対象物質の個別列挙（安衛則第30条、第34条の2及び別表第2関係）

改正政令による改正後の令第18条第2号及び令第18条の2第2号の規定に基づき、ラベル・SDS対象物質を安衛則別表第2に列挙したこと。

3 その他

その他所要の改正を行ったものであること。

4 施行期日（改正省令附則第1項関係）

改正省令は、令和7年4月1日から施行すること。

5 経過措置（改正省令附則第2項関係）

改正省令附則第2項に規定した項に掲げる物については、令和8年3月31日までの間は、労働安全衛生法第57条並びに第57条の2第1項及び第2項の規定は適用しないこと。

第3 細部事項

1 ラベル・SDS対象物質の個別列举 (安衛則別表第2関係)

(1) アルキル基を有する物質のうち、第128項「2-[(アルキルオキシ)メチル]オキシラン(アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。)」等の改正省令により新たにラベル・SDS対象物質に追加された物質については、構造を示す接頭辞がない場合は直鎖アルキル基のみを指すものであること。一方、アルキル基を有する物質のうち、改正政令による改正前の令別表第9と同一の名称で規定された以下のアからツまでの物質については、従前通り、すべての異性体の総称であり、その適用範囲に変更はないこと。

ア 第361項 オクタン	イ 第603項 酢酸ブチル
ウ 第604項 酢酸プロピル	エ 第607項 酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)
オ 第1395項 トリブチルアミン	カ 第1515項 ノナン
キ 第1705項 ブタノール	ク 第1714項 フタル酸ジヘキシル
ケ 第1716項 フタル酸ジペンチル	コ 第1720項 ブタン
サ 第1730項 ブチルイソシアネート	シ 第1738項 ブチルリチウム
ス 第1780項 プロピルアルコール	セ 第1861項 ヘキサン
ソ 第1882項 ヘプタン	タ 第1894項 ペルフルオロノナン酸
チ 第1944項 ペンタン	ツ 第2135項 メチルプロピルケトン

(2) 第358項「オクタブロモジフェニルエーテル」、第419項「キシリジン」等の構造異性体((1)に該当する物を除く。)を有する物質については、すべての異性体の総称であること。なお、これにより、改正政令による改正前の令別表第9と同一の名称で規定された物質について、その適用範囲に変更はないこと。

(3) 備考欄の「高圧のガスの状態のもの」とは、日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法(以下「JISZ7252」という。))における高圧ガスの判定基準で定める圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス又は溶解ガスに区分されたものをいうこと。

(4) 第40項の「アスファルト」について、建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡す際には、当該アスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物は「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」に該当するので、ラベル表示及びSDS交付等並びに法第57条の3第1項のリスクアセスメント実施の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。

(5) 第127項「アルカノール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。)」(令和8年4月1日施行)の成分には、第1317項「1-ドデカノール(別名ノルマルドデシルアルコール)」(令和7年4月1日施行)が含まれるが、当該2物質の混合物にあつては当該成分を重複してSDSに記載する必要はなく、令和8年4月1日以降は「アルカノール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。)」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。

(6) 第136項「アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート」の成分には第137項「(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名エスフェンバレレート)」が含まれるが、R体とS体の混合物にあつては当該成分を重複してSDSに記載する必要はなく、「アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。第139項「アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シペルメトリン)」と第140項「(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチル-シス-シクロプロパンカルボキシラート」についても同様であること。

(7) 第186項の「一酸化窒素」には、当該物質が水と反応してできる亜硝酸は含まれないこと。

- =====
- (8) 第 201 項の「ウレタン」とは、カルバミン酸エチルをいうこと。
 - (9) 第 316 項の「塩化ビニル」とは、塩化ビニルのモノマー（単量体）をいうこと。
 - (10) 第 577 項の「けつ岩油」とは、油けつ岩の乾留によって得られる油状物質をいうこと。
 - (11) 第 580 項の「ゲルマン」とは、モノゲルマン (GeH₄) をいうこと。
 - (12) 第 583 項の「固形パラフィン」には、炭素数が 20～32 の飽和炭化水素が含まれること。
 - (13) 第 584 項の「ココアルキルアミン」は、原料がヤシ油由来のもののみが対象となること。なお、「ココアルキルアミン」の成分には、第 349 項「(Z) -オクタデカ-9-エン-1-アミン」、第 350 項「オクタデカ-1-アミン」、第 365 項「オクチルアミン (別名モノオクチルアミン)」が通常含まれるが、この場合であっても「ココアルキルアミン」に含まれる当該成分を重複して SDS に記載する必要はなく、「ココアルキルアミン」としてラベル表示・SDS 交付等を行えばよいこと。
 - (14) 第 585 項の「ココアルキルジメチルアミン=オキシド」は、原料がヤシ油由来のもののみが対象となること。なお、「ココアルキルジメチルアミン=オキシド」の成分には、第 1039 項「N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド」が通常含まれるが、この場合であっても「ココアルキルジメチルアミン=オキシド」に含まれる当該成分を重複して SDS に記載する必要はなく、「ココアルキルジメチルアミン=オキシド」としてラベル表示・SDS 交付等を行えばよいこと。
 - (15) 第 589 項の「コールタール」には、コールタールピッチが含まれること。
 - (16) 第 631 項の「三酸化二ほう素」には、当該物質が水と反応してできるオルトほう酸 (H₃B₃O₃) 及びメタほう酸 (HBO₂) は含まれないこと。
 - (17) 第 638 項の「三弗化ほう素」には、当該物質が水と反応してできるフルオロヒドロキシほう酸類は含まれないこと。
 - (18) 第 852 項の「ジクロロベンゼン」には、改正政令による改正前の令別表第 9 第 122 号「オルト-ジクロロベンゼン」及び同第 441 号「パラ-ジクロロベンゼン」が含まれること。
 - (19) 第 920 項の「ジニトロフェノール」には、改正政令による改正前の令別表第 9 第 272 号の 3 「2, 4-ジニトロフェノール」が含まれること。
 - (20) 第 989 項の「ジペンテン」は、第 2220 項「d-リモネン」と 1-リモネンの等量混合物であること。なお、「ジペンテン」に成分として含まれる「d-リモネン」を重複して SDS に記載する必要はなく、「ジペンテン」としてラベル表示・SDS 交付等を行えばよいこと。
 - (21) 第 1116 項の「シラン」とは、モノシラン (SiH₄) をいうこと。
 - (22) 第 1118 項の「人造鉱物繊維」には、ガラス長繊維は含まれないこと。
 - (23) 第 1151 項の「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものであるが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第 3 第 1 号「第一類物質」の「3 塩素化ビフェニル(別名 PCB)」に該当し、当該規定によりラベル・SDS 対象物質となっていることから、備考欄の「令別表第 3 第 1 号 3 に掲げる物に該当するもの」として除外したものであること。
 - (24) 第 1315 項の「灯油」とは、日本産業規格 K2203 に該当するものをいうこと。
 - (25) 第 1746 項の「ブテン」は、1-ブテン、cis-2-ブテン、trans-2-ブテン及びイソブテンを含むこと。
 - (26) 第 2081 項の「メチルナフタレン」は、1-メチルナフタレン及び 2-メチルナフタレンを含むこと。
 - (27) 第 2161 項の「1, 1'-メチレンビス (イソシアナトベンゼン)」には、改正政令による改正前の令別表第 9 第 599 号「メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート (別名 MDI)」及びその異性体である 2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネートが含まれること。
 - (28) 第 2274 項の「ロジン」とは、天然松等の油状抽出成分をいうこと。

第4 その他

- 1 ラベル・SDS対象物質から除外される物質 改正政令による改正前の令別表第9第400号「トリフェニルアミン」については、国が行うGHS分類の結果、急性毒性区分5と区分されているが、当該区分はJIS Z 7252で採用されていないため、ラベル・SDS対象物質として規定しないこととしたこと。これにより「トリフェニルアミン」は、令和7年4月1日以降、ラベル・SDS対象物質から除外されること。
- 2 ラベル・SDS対象物質の一覧 CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

詳細は以下をご確認ください。

【省令】 [「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」\(令和5年厚生労働省令第121号\)](#)

【通達】 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について\(令和5年9月29日付け基発0929第1号\)](#)

【対象物質一覧】 [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行\)\(令和5年11月9日更新\)\[Excel:249KB\]](#)

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき 厚生労働大臣の定める基準

(令和5年11月9日 厚生労働省告示第304号)

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を次のように定める。

(労働安全衛生法施行令別表第九に掲げる物に係る基準)

第1条 労働安全衛生法施行令第18条1号に掲げる物に係る同条第3号の基準及び令第18条の2第1号に掲げる物に係る同条第3号の基準は、別表第1の左欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く)に係る令第18条第3号の基準は、100パーセントとする。

- 1 危険物(令別表第1に掲げる危険物をいう。以下同じ。)
- 2 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 3 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

(労働安全衛生規則別表第二に掲げる物に係る基準)

第2条 令第18条第2号に掲げる物(別表第二の左欄に掲げる物に限る。)に係る同条第3号の基準及び令第18条の2第2号に掲げる物(同欄に掲げる物に限る。)に係る同条第3号の基準は、別表第2の左欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値とする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第3条 令第18条第2号に掲げる物(別表第2の左欄に掲げる物を除く。)に係る同条第3号の基準及び令第18条の2第2号に掲げる物(同欄に掲げる物を除く。)に係る同条第3号の基準は、令第18条第2号に規定する期日までに区分された国が行う化学品の分類に基づく日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法)に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。)の結果に基づき、別表第3の左欄に掲げる有害性区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値(同表の左欄に掲げる有害性区分のうち2以上の有害性区分に該当する物にあっては、その該当する有害性区分に係る同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値のうち、それぞれ最も低いもの)とする。この場合においては、第1条ただし書の規定を準用す

る。

第 4 条 前条の化学品の分類の結果、有害性区分が区分されていない物に係る令第 18 条第 3 号及び令第 18 条の 2 第 3 号の基準は、それぞれ 1 パーセントとする。この場合においては、第 1 条ただし書の規定を準用する。

附則

(適用期日)

第 1 条 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 121 号）附則第 2 項に該当する物については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、この告示の規定は、適用しない。

(名称等を表示すべき危険物及び有害物に関する経過措置)

第 2 条 労働安全衛生規則別表第 2 の 16、19、51、125、319、347、602、631、648、660、661、664、665、721、734、735、778（1、2—ジクロロエタンに限る。）、788、858、895、913、995、1040、1069、1128、1213、1222、1285、1346（1、1、1—トリクロロエタンに限る。）、1359、1387、1454、1462、1497（2—ニトロプロパンに限る。）、1498、1521、1523、1618、1657、1682、1818、1827、1834、1890（ペルフルオロオクタン酸アンモニウムに限る。）、1934（ペンタクロロフェノール（別名 P C P）に限る。）、1948（ほう酸ナトリウムに限る。）、2043、2108、2160 及び 2255 の項に掲げる物に対するこの告示の令第 18 条第 2 号に掲げる物に係る同条第 3 号の基準の適用については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する物であって、令和 8 年 4 月 1 日において現に存するものに対するこの告示の令第 18 条第 2 号に掲げる物に係る同条第 3 号の基準の適用については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

(名称等を通知すべき危険物及び有害物に関する経過措置)

第 3 条 別表第 2 の 57、125、188、321、408、551、631、761、795、820、870、871、996、1224、1371、1454、1458、1462、1521、1557、1562、1582、1766、1791、1804、1844、2043、2094、2255、2257 及び 2267 の項に掲げる物に対するこの告示の令第 18 条の 2 第 2 号に掲げる物に係る同条第 3 号の基準の適用については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

※別表第 1～3 略

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき 厚生労働大臣の定める基準の適用について

(令和 5 年 11 月 9 日 厚生労働省基発 1109 第 1 号)

労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和 5 年厚生労働省告示第 304 号）については、令和 5 年 11 月 9 日に告示され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

第 1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 265 号。以下「改正政令」とい

う。)による改正後の労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準(以下「裾切値」という。)を定めたものである。

2 告示の概要

本告示は、譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示(以下「ラベル表示」という。)及び文書の交付等(以下「SDS交付等」という。)をしなければならない化学物質(以下「ラベル・SDS対象物質」という。)を含有する製剤その他の物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたものであること。

3 適用期日

令和7年4月1日

4 経過措置

- (1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。)による改正後の労働安全衛生規則別表第2にラベル・SDS対象物質として個別列挙された物質のうち、改正省令の規定が令和8年4月1日から適用されるものについては、同日から本告示の規定を適用すること
- (2) 現行のラベル・SDS対象物質のうち、本告示によってラベル表示に係る裾切値又はSDS交付等に係る裾切値が改正省令による改正前の安衛則別表第2の値より低い値に変更されるものについては、令和8年3月31日までの間は、裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。
- (3) ラベル表示に係る(2)の裾切値の経過措置を適用する物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては、令和9年3月31日までの間、ラベル表示に係る裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。

第2 細部事項

1 令別表第9に掲げる物に係る裾切値(第1条及び別表第1関係)

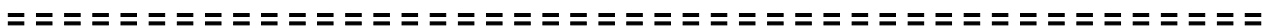
- (1) 本告示別表第1は、ラベル・SDS対象物質のうち改正政令による改正後の令別表第9に掲げる物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。なお、本告示別表第1に規定する裾切値は、改正省令による改正前の安衛則別表第2の値と同じであること。
- (2) 第1条ただし書の規定は、改正省令による改正後の安衛則第30条において、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)」をラベル表示の対象から除外している規定と同様に、当該状態に該当する製剤その他の物の裾切値を100パーセントと規定することにより、当該状態に該当する製剤その他の物をラベル表示の対象から除外する趣旨であること。

2 安衛則別表第2に掲げる物(本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。)に係る裾切値(第2条及び別表第2関係)

- (1) 本告示別表第2は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物(本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。)に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
- (2) 本告示別表第2の左欄に掲げる物質は、国が行う化学品の分類(日本産業規格Z7252(以下「JIS Z7252」という。)に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。)における異性体混合物の分類結果を踏まえ裾切値を設定したもの、改正省令による改正後の安衛則別表第2において複数の物質をまとめた名称として規定しているもののうち当該名称に含まれる各物質について国が行う化学品の分類における分類結果を踏まえ裾切値を分けて設定したもの、爆発性を踏まえて裾切値を設定しないもの、その他物の種類に応じて個別に裾切値を設定したものであること。

3 安衛則別表第2に掲げる物(本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。)に係る裾切値(第3条、第4条及び別表第3関係)

- (1) 本告示別表第3は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物(本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。)に係る裾切値を、国が行う化学品の分類の結果に基づく有



害性区分に応じて、次のア及びイに掲げる考え方により規定したこと。なお、混合物であって、J I S Z 7252 において濃度限界（未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値をいう。以下同じ。）が1パーセントを超える値で設定されている物質については、仮に混合物としての有害性分類がなされていない場合であっても、当該物質の物理的及び化学的性質又は取扱い方法によっては高い濃度で当該物質にばく露することによる健康障害のおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に関する情報を伝達する必要があるため、裾切値を1パーセントとしたものであること。

ア 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）において濃度限界とされている値とし、それが1パーセントを超える場合は1パーセントとする。

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち最も低い数値を採用する。

(2) 第4条中「有害性区分が区分されていない物」とは、ラベル・SDS対象物質のうち、国が行う化学品の分類において、健康に対する有害性が区分されておらず、物理化学的危険性のみが区分されている物をいうこと。

第3 その他

CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

第4 関係通達の改正

令和5年7月4日付け基発0704第1号「[皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について](#)」の記について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について</u></p> <p>(1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあつては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であつて、2以上の有害性区分に該当するものにあつては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いもの）未満であるものについては、<u>皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。</u></p> <p>ア <u>皮膚刺激性有害物質 1パーセント</u></p> <p>イ <u>皮膚吸収性有害物質 1パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント）</u></p> <p>(2) (1)に定める値は、<u>労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方をうい、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」（呼吸器感作性については気体を除く。）の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>

=====
詳細は以下をご確認ください。

- 【告示】 [労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準\(令和5年厚生労働省告示第304号\)](#)
- 【通達】 [労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について\(令和5年11月9日付け基発1109第1号\)](#)
- 【対象物質一覧】 [労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行\)\(令和5年11月9日更新\)](#)
- 【皮膚等障害化学物質一覧(更新)】 [皮膚等障害化学物質\(労働安全衛生規則第594条の2\(令和6年4月1日施行\)\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和5年11月9日更新、裾切値を追記\)](#)
- 【パブリックコメント結果】 [「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準\(案\)」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について\(令和5年11月9日公表\)](#)

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の 認定基準の改正について

(令和5年10月18日 厚労省基発1018第1号)

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災請求事案については、令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(以下「認定基準」という。)に基づき業務上外の判断を行ってきたところであるが、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」により「業務による心理的負荷評価表」の内容を改めたことに伴い、認定基準の別表2「心理的負荷を伴う具体的出来事」を別添のとおり改めるので、今後の取扱いに遺漏なきを期されたい。

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の 認定基準に係る運用上の留意点の改正について

(令和5年10月18日 厚労省基補発1018第1号)

令和3年9月14日付け基補発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」については、令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」が令和5年10月18日付け基発1018第1号で改正されたことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、適切に対応されたい。

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の改正について\(令和5年10月18日基発1018第1号\)\(PDF,272KB\)](#)
 - ・ [血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点の改正について\(令和5年10月18日基補発1018第1号\)\(PDF,201KB\)](#)
-